

交通安全に関する決議

交通事故のない明るく住みよい社会は市民すべての共通した願いである。葛城市では、本年中の人身事故が10月末現在ですでに228件発生しており、特に、交差点などでの出会い頭事故、自転車や原付バイクの事故、高齢者の歩行中・自転車や自動車運転中の事故が多発している。

交通事故の原因は「運転免許保有者及び自動車台数の増加に伴う交通の過密化と複雑化」「高齢社会の進展」のほか、「道路利用者全体の交通マナーや安全意識の低下」が指摘されているところである。

このような現状に対し葛城市議会は、市民が交通事故の被害者となり、また加害者とならないことを目指して、現在奈良県警察が推進している、「マナーアップ大和路21・ステージⅡ」運動に賛同し、4S、すなわち、シグナル（黄色信号は止まる、時差信号に注意する）、ストップ（一時停止の励行）、スピード（安全速度の励行）、シートベルト・チャイルドシート（後部座席も着用の徹底）を実践するとともに、夕暮れ時のヘッドライト早め点灯運動、運転中の携帯電話使用による交通事故の絶無、交通安全反射材（ピカピカグッズ）の普及に向けた啓発を推進し、全ての道路利用者がルールを守り、マナーを向上するための諸対策に全力をあげて取り組むことを表明する。

以上、決議する。

平成16年12月20日

葛 城 市 議 会